

＜ 指定校の変更・区域外就学 許可基準 ＞

申請理由	許可基準	許可期間	添付書類
転居 (指定校変更)	・通学区域外に転居したが、引き続き従前の学校を希望する場合 ・災害、その他のやむを得ない事情により一時的に転居する場合	学年末まで。ただし、通学に無理なく、保護者が希望する場合は卒業まで認める（毎年更新必要）	
	・住宅の新築等が明らかで、転居予定地の学校へ就学を希望する場合	転居予定日まで	・建築確認申請書 ・売買契約書等
転出 (区域外就学)	・町外に転出したが、引き続き従前の学校に就学を希望する場合	通学に無理なく、保護者が希望する場合は学年末まで。ただし、保護者が希望する場合は、小学校5年生以上又は中学校2年生以上の児童生徒に限り卒業の学年末まで認める。（毎年更新必要）	
転入 (区域外就学)	・住宅の新築等が明らかで、転出予定地の学校へ就学を希望する場合	通学に無理なく、保護者が希望する場合は転入予定日まで	・建築確認申請書 ・売買契約書等
家庭の事情 (指定校変更 ・区域外就学)	・住民票登録地とは別のところで両親が商店等を営んでおり、その商店等がある学区の学校に就学を希望する場合 ・両親共働き、父子・母子家庭等で、祖父母等が下校後等養育する場合	商店等からの通学適当と認められ、その必要が認められる期間（毎年更新必要）	・営業許可証等（自営業の場合） ・母親等の就労証明書 ・養育承諾書（様式第4号）
	・何らかの家庭の事情により一時的に住民基本台帳に記録する手続きができない場合	事情解消日まで	・居住証明書
身体的・心理的理由 (指定校変更 ・区域外就学)	・病弱等身体的な事由により指定校への就学が困難な場合 ・いじめや不登校等心理的な事由により指定校への就学が困難な場合	教育委員会が適当と認めた期間	・医師の診断書 ・学校長の具申書 ・その他教育委員会が必要と認める書類
その他教育的配慮 (指定校変更 ・区域外就学)	・指定を受けた中学校に希望する部活動の種目がない場合	最終学年まで（毎年更新必要）	・教育委員会が必要と認める書類
	・指定校の変更を受けた児童生徒の兄弟姉妹が、同じ学校を希望する場合 ・小学校を指定変更した者が同一学区の中学校を希望する場合 ・学区境居住者で、指定された学校より通学距離が短い学校を希望し、安全に通学できる場合 ・その他教育委員会が必要と認めた場合	教育委員会が適当と認めた期間	